

在宅医療と 介護マップ



パソコンやスマートフォンからいちき串木野市内の
介護・在宅医療サービス事業者が検索できます。
https://czpl.jp/ichikikushikino_search/



医療と介護の連携で高齢者の在宅生活を支えます

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護の資源についてまとめたものです。この資源マップが市民のみなさまの在宅生活を支える一助になれば幸いです。

【掲載に関して、同意を頂いた機関の情報を掲載しています】

(令和8年4月1日時点)

～ 地域包括ケア ～

地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても、医療・介護など必要なサービスを受けながら、可能な限り、住み慣れた地域で、人生最期の時まで自分らしく生活できるように地域ぐるみで支える仕組みです。

病気になったら・・・

かかりつけ医への受診や訪問診療・訪問看護等を通して在宅に必要な医療が受けられるように。入院が必要な時は入院して、退院後の日常生活を不安なく送れるように医療・介護関係者で支援していきます。



介護が必要になったら・・・

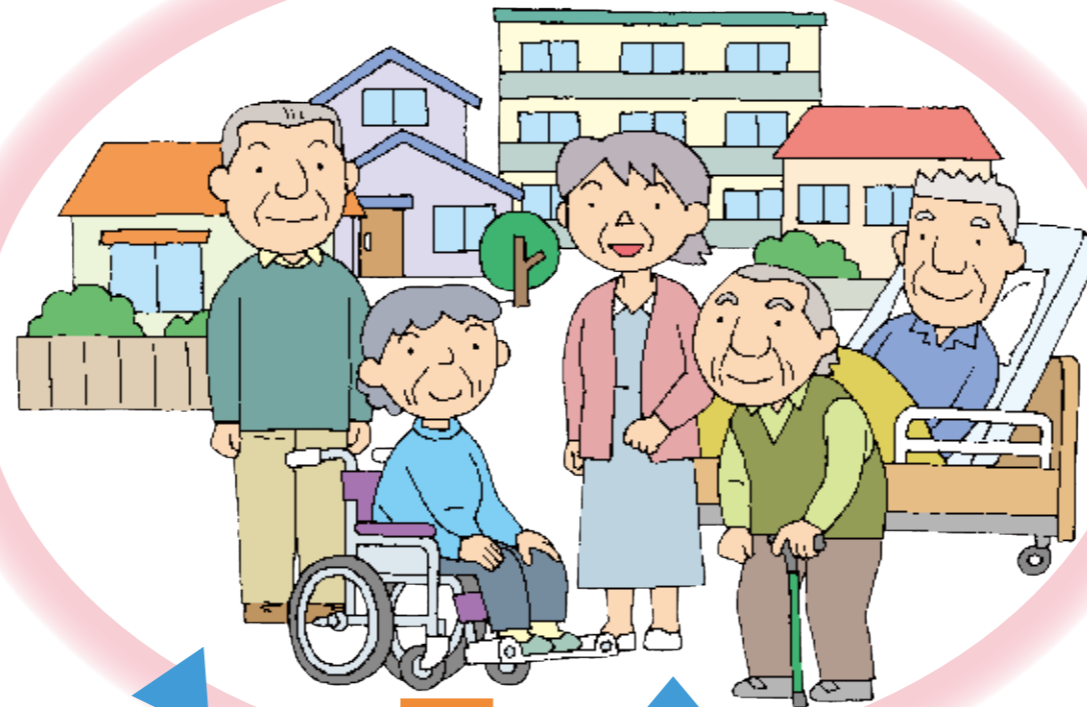
介護が必要になっても自分が生活したい住まいで生活できるように介護サービス関係者などが連携をとり、支援していきます。



愛(i)がいっぱい! いちき串木野市で (ichiki kushikinoshi)

自分らしく

地域の特性に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つを柱として、生活を一体的・継続的に支えていきます。



地域包括ケアの調整

相談

支援

地域包括支援センター 在宅医療介護連携推進室

地域住民が抱える様々な問題などを発見・整理し、医療・介護・地域住民・自治会などと連携して解決を目指す地域包括ケアのコーディネート役です。

元気に暮らすために・・・

生活支援

地域の支え合いや、介護保険制度外のサービスなどで生活支援を充実させていきます。



介護予防の推進

地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを行います（通いの場や出番作り）。住民が運営する通いの場（ころばん体操など）に対して、リハビリ専門職や健康運動指導士、歯科衛生士等による支援を行い、介護予防の取組強化を図っていきます。



住まいを整備

地域包括ケアシステムの基盤であり、住宅改修やリフォームの改修費用支援。住み慣れた場所での生活を支援します。

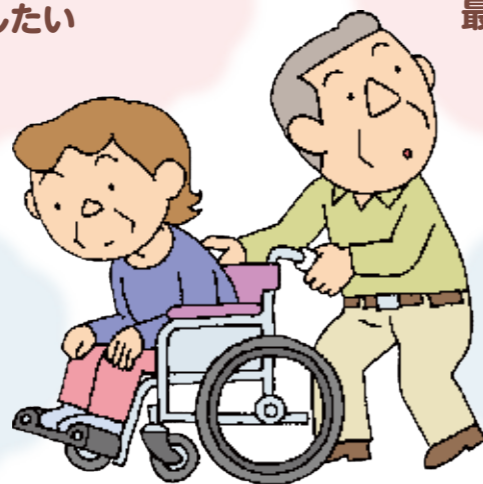


知っておきたい 在宅医療・在宅介護のこと

医療や介護が必要になっても、好きなように暮らしたい

住み慣れた場所で最期を迎えたい

家族に負担をかけたくない……

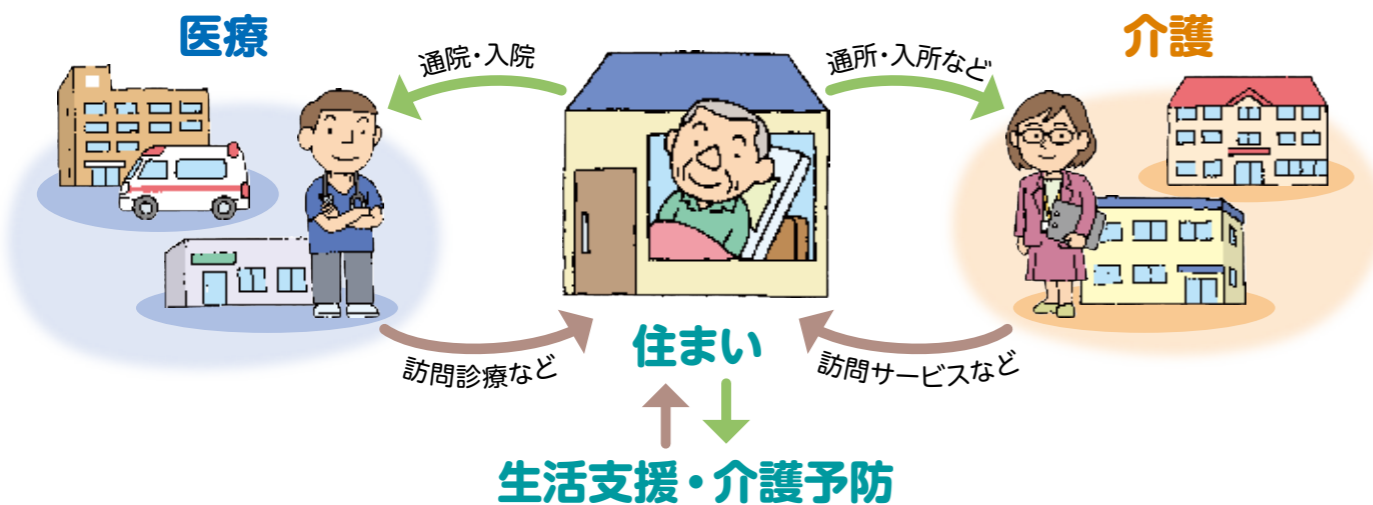


症状が急に悪くなったときが不安……

「医療や介護が必要になっても、自分らしく暮らし続けたい」とは、誰もが当たり前に願うこと。しかし、最期のときまで自宅で暮らすことに不安を感じる人も多いといわれています。在宅医療・在宅介護は、患者さんと家族の地域での暮らしを医療と介護で支えるためのサービスです。いつか必ず訪れる医療や介護が必要になったときのために、在宅医療と在宅介護のことを理解しておきましょう。

参考：厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査報告書」

地域での暮らしを支える 地域包括ケアシステム



高齢化が進む日本では、人生の最期まで住み慣れた地域で暮らすために必要な、医療・介護・住まい・生活支援などのサービスを切れ目なく受けることができる仕組み（地域包括ケアシステム）を整備しています。また、地域の医療や介護の体制も計画的に見直されており、在宅医療や在宅介護サービスの充実に向けて、取り組みが進められています。

在宅医療・在宅介護を支える 専門家

在宅医療・在宅介護では、安心して治療や生活が続けられるように、さまざまな専門家がチームとなって、患者さんと家族を支えます。

1 医師



在宅医療の方針を決定し、診察と治療を行います。精密検査や入院治療が必要なときは地域の医療機関と連携し、急変時にも対応します。

2 看護師



医師の指示にもとづいて、診察・治療の補助や医療処置、ケアを行います。医師とともに、急変時の往診やターミナルケアにも対応します。

3 歯科医師



歯や口腔に関する診察・治療を担当します。口腔内の診察やむし歯・歯周病などの治療、入れ歯の作成・調整、口腔機能の健康管理などを行います。

4 歯科衛生士



歯科医師の指示にもとづいて、歯科診療の補助や口腔ケア、歯磨き・入れ歯ケアの指導、誤嚥予防のための指導などを行います。

5 薬剤師



医師の指示にもとづいて、処方された薬の調剤や服薬指導を行います。また、薬の飲み合わせや副作用などを確認し、安全な服薬のための支援を行います。

6 管理栄養士



医師の指示にもとづいて、病気や心身の機能・栄養状態などに合わせた食事計画を立て、栄養指導を行います。

7 リハビリテーション専門職 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)



医師の指示にもとづいて、リハビリテーションによる心身機能や生活動作の維持・改善を図ります。また、住宅改修などの環境調整の提案を行います。

8 医療ソーシャルワーカー



療養生活に関する経済的な負担や介護負担などについての相談窓口です。おもに入院中に、在宅療養へ移行するための支援を行います。

9 ケアマネジャー（介護支援専門員）



在宅介護全般についての相談窓口です。患者さんと家族の希望に応じたケアプランの作成や市区町村・介護サービス事業者・医療機関との調整を行います。

10 介護従事者 (介護福祉士・ホームヘルパーなど)



自宅や通いの施設での介護サービスにおいて、食事・入浴などの介護や掃除・洗濯・買いものなどの生活援助を行います。

在宅医療・在宅介護の流れ

在宅医療や在宅介護は、おもに通院などの外出や自宅での自立した生活が難しい人を対象に、さまざまな医療・介護サービスを自宅や通いの施設などで提供します。容体の急変や看取りに備え、地域の医療機関と介護事業所が連携し、最期のときまで支える体制を整えています。

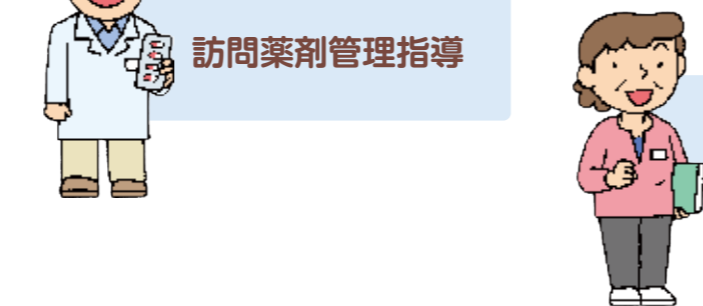
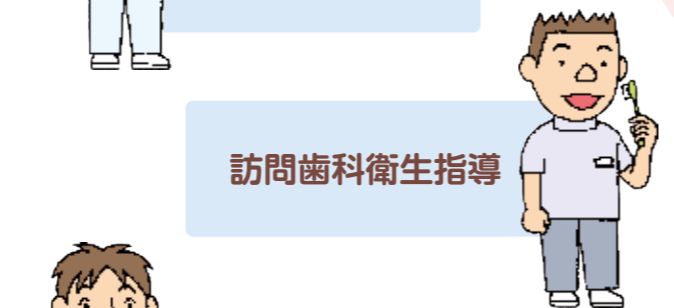
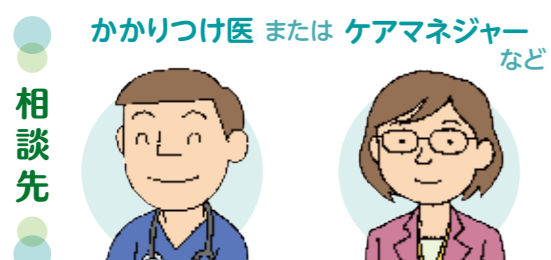
入院中の場合

退院までに医療ソーシャルワーカーや退院調整看護師に相談しましょう。入院中の医療スタッフと退院後の医療・介護スタッフが協力して、在宅医療・介護に必要な情報を共有し、サービス調整などを行います。

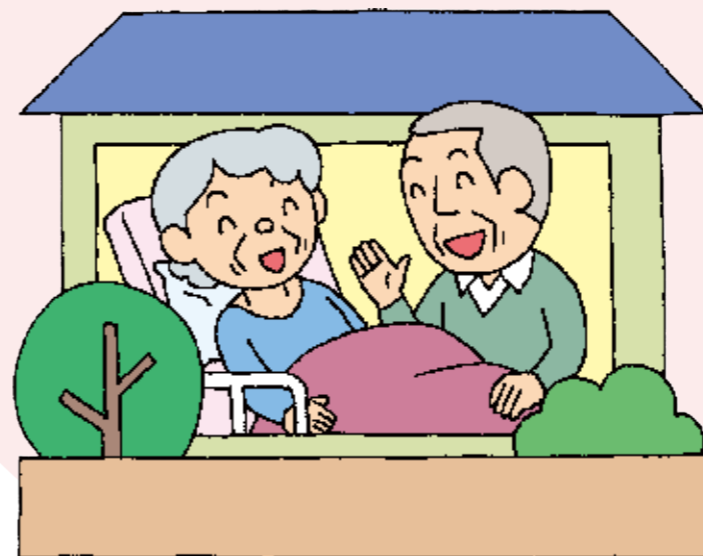


通院中の場合

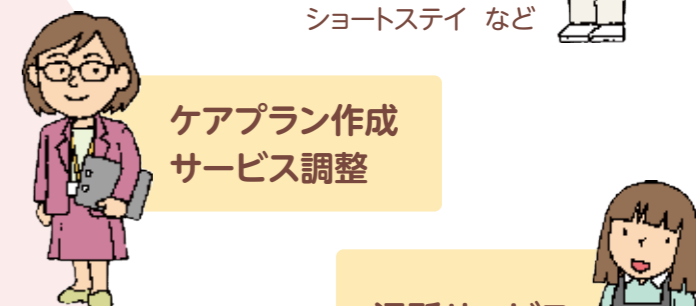
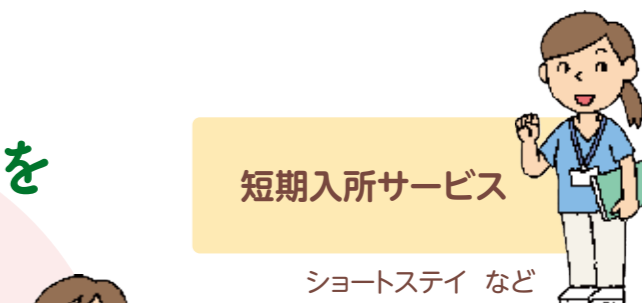
かかりつけ医やケアマネジャーに相談しましょう。介護保険の認定を受けていない場合は、地域包括支援センターや市区町村の介護保険の担当窓口で申請できます。



地域で暮らしながら、充実した医療・介護サービスを受けることができます



サービスの詳細は、P8～9で紹介しています



在宅療養中に急変したら……



在宅医療や在宅看護を受けているときに急変があったときは、まずはかかりつけ医や訪問看護師に連絡します。容体が悪くなるおそれがあるときは、急変のときの症状・サインや連絡先、スタッフが到着するまでの対応方法などをあらかじめ確認しておきましょう。

緊急時の連絡先を電話に登録しておき、ベッドの近くなど目立つところにも貼っておきましょう

急変

症状の確認

医師から事前に指示があった場合は、症状をよく確認し、連絡の際に正確に様子を伝えましょう。

かかりつけ医 訪問診療医

または
訪問看護師に

連絡



自宅での対応

または

緊急搬送



急変時の対応例

人生の最終段階では、看取りとなる場合もあります。とくに、在宅での看取りを希望する場合、救急車を呼ばないという選択もあります。事前に医師と相談しておきましょう。

おもな在宅医療サービス

訪問診療・往診	おもにかかりつけ医が計画的に居宅を訪問して、診療や健康管理を行います。急変時や患者さん・家族の要請に応じた診療（往診）、看取りにも対応します。
訪問看護	医師の指示のもとに、看護師などが居宅を訪問し、病状の確認や点滴・注射などの医療処置などを行います。患者さん・家族への療養生活に関するアドバイスや緩和ケアにも対応します。
訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導	歯科医師が居宅を訪問し、むし歯や歯周病の治療、義歯の調整、歯石の除去などを行います。また、歯科医師の指示のもとに、歯科衛生士が自宅で歯磨きや入れ歯のケア、口腔機能維持のための指導を行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身機能の維持・改善や自宅の環境に合わせた動作練習などを行います。また、住宅改修や福祉用具に関するアドバイスや介助方法の指導を行います。
訪問薬剤管理指導	医師の指示のもとに、薬剤師が居宅を訪問し、処方された薬や服薬方法についての説明を行います。これまでの服薬の状況や副作用などを確認し、安全な服薬に向けて医師やケアマネジャーに情報を提供します。
訪問栄養食事指導	医師の指示のもとに、管理栄養士が居宅を訪問し、栄養や食事の指導を行います。食べる機能が衰えた人、低栄養の人、持病に配慮した食事が必要な人などが対象です。生活や好みを踏まえて、食事の計画や献立についてのアドバイスをします。



在宅医療で受けられるおもな治療・処置

呼吸 在宅酸素療法、在宅人工呼吸療法、在宅陽圧呼吸療法※ など	栄養 胃ろう、経鼻栄養、中心静脈栄養 など	排せつ 尿道留置カテーテル、在宅自己導尿療法、人工肛門 など	注射 ホルモン製剤、鎮痛製剤 など	透析 血液透析、腹膜透析 など
---	-------------------------------------	--	---------------------------------	-------------------------------

※マスクなどを使用して空気を送り込む呼吸補助療法

機器や点滴の確認・管理など、一部の医療行為を患者さんや家族で行う場合もあります（事前に医師や訪問看護師による指導が必要です）。

おもな在宅介護サービス

自宅で受けるサービス	訪問介護 ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事や入浴、排せつなどの介護や、掃除や洗濯、買いもの、通院の付き添いなどの援助サービスを利用します。	
	訪問入浴介護 看護師と介護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、持参した浴槽での入浴介護や血圧・心拍数・体温などの健康チェックなどのサービスを利用します。	
	訪問看護・訪問リハビリテーション サービスの内容はP8参照 ※介護保険の認定を受けている人への訪問看護・訪問リハビリテーションは、条件のある人を除いて、原則介護保険のサービスを利用します。	
施設で受けるサービス	通所介護（デイサービス） 施設に通い、食事や入浴などの日常生活の支援や機能訓練などのサービスを利用します。	
	通所リハビリテーション（デイケア） 介護老人保健施設や医療機関に通い、食事や入浴などの日常生活の支援やリハビリテーションなどのサービスを利用します。	
	短期入所生活介護（ショートステイ） 介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活支援や機能訓練のサービスを利用します。	
	短期入所療養介護（ショートステイ） 医療機関や介護老人保健施設、介護医療院に短期間入所して、日常生活支援や機能訓練、医療ケアなどのサービスを利用します。	
	小規模多機能型居宅介護 自宅での生活を継続するため、利用者の希望などに応じて施設に通ってサービスを受けることを中心に、自宅への随時訪問や、施設への短期間の宿泊など複合的に組み合わせて利用できます。	
住まいの環境を整えるサービス	住宅改修 ※事前の申請が必要です 手すりの取り付けや段差解消など、自宅で安全に生活するための改修費用が一部支給されます。	
	福祉用具貸与 住まいで安全に生活を送るための福祉用具をレンタルできます。	
	特定福祉用具販売 ※申請が必要です 入浴や排せつなどに使用する福祉用具を指定事業者から購入する場合に、費用が支給されます。	

かかりつけ医やケアマネジャーと相談しながら、あなたの健康状態や生活に合わせて在宅医療・在宅介護サービスを活用しましょう